

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名
湯島一丁目町会地区
- 2 団体名及び代表者
湯島一丁目町会 会長 杉浦 泰二 氏
- 3 地区の範囲
湯島一丁目1～4番、5番（1～30号、36～45号）、本郷二丁目1番3号
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過
平成31年4月1日 推進地区指定の申請
令和元年5月16日 安全・安心まちづくり協議会において承認
6月3日～7月2日 該当地区の区民意見を聴取
(寄せられた意見なし)
7月16日 推進地区指定日（～令和4年7月15日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

湯島一丁目町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

